

## 塩尻市犯罪被害者等日常生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩尻市犯罪被害者等支援条例（令和5年塩尻市条例第21号）第13条の規定に基づき、犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）の日常生活の支援に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、医師により当該負傷又は疾病の療養に1月以上の期間を要すると診断されたものをいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費		補助率	限度額
家事援助、育児援助及び介護援助	本人又は家族の犯罪被害により家事、育児又は介護が困難になった犯罪被害者等が、次に掲げるサービスを利用する場合に要する経費 (1) 調理、洗濯、清掃、生活必需品の買物その他の家事援助 (2) 保育園、幼稚園等の送迎、保育その他の育児援助 (3) 介護が必要な者の見守り、食事介助、排せつ介助その他の介護援助	10分の10以内	1時間当たり4,000円 (上限72時間)
配食支援	本人又は家族の犯罪被害により食事を用意することが困難となった犯罪被害者等		1人1日当たり1,000

	が、配食サービスを利用する場合に要する経費		円（初回の利用から30日以内に限る。）
一時保育	本人又は家族の犯罪被害により家庭での保育が困難となった犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合に要する経費		1日当たり2,800円（上限10日）
転居支援	本人又は家族の犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が、転居する場合（当該住居に居住し続けることにより精神的な不調を来たすおそれや二次被害若しくは再被害を受けるおそれがある場合又は従前の住居が犯罪行為により滅失し、若しくは著しく損壊した場合に限る。）に要する経費		1回当たり200,000円（上限2回）
カウンセリング等	犯罪被害者等が、犯罪行為による精神的な被害の軽減又は回復のために公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療を受ける場合に要する経費		1回当たり5,000円（上限10回）
報道対応支援	犯罪被害者等が、犯罪被害に関する報道機関への対応等を弁護士に依頼する場合に要する経費		230,000円
弁護士相談	犯罪被害者等が、犯罪被害により生じる法律問題について弁護士に相談する場合に要する経費		1回当たり5,000円（上限10回）

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費について他の補助事業の補助金等の交付を受けた場合は、当該交付を受けた額を控除して得た額とする。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、犯罪行為が行われた時から引き続いて市内に住所を有するものその他市長が認めるものとする。

（補助金を交付しないことができる場合）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、

犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、補助金を交付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市犯罪被害者等日常生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪行為による死亡の場合は、犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- (2) 犯罪行為による重傷病の場合は、医師の診断書の写し
- (3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は現に事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し
- (5) 補助対象経費の支払を証する書類又はその写し
- (6) 第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類又はその写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から1年を経過したときは、することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第1項の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、当該申請をすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、塩尻市犯罪被害者等日常生活支援補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した

補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第5条の規定に該当することが判明したとき。
- (3) その他補助金の交付が不相当と認められるとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月22日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

様式第1号（第6条関係）

塩尻市犯罪被害者等日常生活支援補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 住 所  
氏 名  
犯罪被害者との続柄  
電話番号

次のとおり塩尻市犯罪被害者等日常生活支援補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の状況等

犯 罪 被 害 者	犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃
	犯罪行為の行われた場所		
	犯 罪 被 害 者	フリガナ	
		氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日生
	住 所		
	犯罪被害の発生状況		
	死亡又は重傷病の別		死亡 ・ 重傷病（ 年 月 日）
	取扱捜査機関		都道府県 警察署
備考			

2 交付を受けようとする補助金の額等

種 類	費用の額等	
家事・育児・介護 援 助	費用の額	円
	利用時間	時間
配 食 支 援	費用の額	円
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日
一 時 保 育	費用の額	円
	利用回数	回
転 居 支 援	費用の額	円
	利用回数	回
カウンセリング等	費用の額	円
	利用回数	回
報道対応支援	費用の額	円
弁 護 士 相 談	費用の額	円
	利用回数	回
補 助 金 額		円

補助金の交付が決定された場合は、次の口座に振り込んでください。

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店名	本店・支店 本所・支所 出張所
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

補助金の交付の審査に必要な範囲で、犯罪被害の状況その他の事項を警察その他の関係機関に照会すること及び資格確認のための資料を職員が閲覧することに同意します。  
(氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。)

氏名

印

#### 添付書類

- 1 犯罪行為による死亡の場合は、犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- 2 犯罪行為による重傷病の場合は、医師の診断書の写し
- 3 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
- 4 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は現に事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し（住民票の写しなど）
- 5 費用の支払を証する書類又はその写し
- 6 申請期限を経過しているときは、申請期限内に申請をすることができなかつたやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類又はその写し（医師の診断書、申述書など）
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

塩尻市犯罪被害者等日常生活支援補助金交付決定・却下通知書

塩尻市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

年 月 日付けで申請のありました塩尻市犯罪被害者等日常生活支援補助金の交付について、次のとおり決定・却下したので通知します。

補助金交付決定額	円
却下の場合その理由	

年 月 日

塩尻市長 印

偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるとき及び補助金の交付の資格を有しないことが判明したときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じます。